

高森町健康センターあさぎり指定管理者募集要項

高森町健康センターあさぎりの管理運営業務について、効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び、高森町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 18 年条例第 14 号）第 2 条の規定により、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

本募集要項は「高森町健康センターあさぎり」の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

1. 募集の概要

（１）指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

（２）施設の概要

- ・名 称：高森町健康センターあさぎり
- ・所 在 地：長野県下伊那郡高森町下市田 3057 番地 1
- ・施設内容：平成 16 年 9 月開設
鉄骨造一部木造平屋建 延床面積 658.20㎡
敷地面積 2846.40㎡
温水プール（15m×8m、可動床） ジャグジー
多目的室（トレーニングルーム） 更衣室（男女各 1）
シャワー室（男女各 1） トイレ（男女各 1、多目的 1）
事務室 休憩コーナー 畳コーナー 機械室 倉庫 駐車場
- ・使 用 料：高森町健康センター設置条例（以下「設置条例」という。）に定める施設の使用料金

2. 管理運営の方針

指定管理者は、設置条例、並びに関係法令を遵守し、高森町健康センターあさぎりの設置目的「町民の健康の維持増進を図ること」に沿った管理を行うこととし、特に次の事項に配慮してください。

- （１）施設設置の趣旨に則した事業の実施、施設の管理・運営を行い、町民等の健康の増進を図るため最大限努力するものとします。
- （２）町民の利用に際しては、施設の設置目的に沿った利用を促進するとともに、公平・公正な運営を行うものとします。
- （３）指定管理者は、より多くの町民に高森町健康センターあさぎりを利用していただくよう努めていただきます。
- （４）指定管理者は、自主事業の実施及び施設の管理運営にあたり、公序良俗に反しないようにしていただきます。
- （５）予算の執行にあたって業務計画書等に基づき適正かつ効率的運営を行うものとします。
- （６）災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底し、利用者の安全確保に努めるものとします。

3. 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 健康センターの施設の維持管理運営に関する業務
- (2) 健康センターの利用の許可及び取消しに関する業務
- (3) 健康センターの利用料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

※仕様書は別添1、2のとおり。

4. 応募資格

高森町健康センターあさぎりの指定管理者に応募できる資格は、以下の項目をすべて満たした法人若しくは団体とします。

- (1) 指定管理期間中において、管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他団体とします。
- (2) 指定管理者として類似施設の管理運営実績を5年以上有していること
- (3) 法人若しくは団体の代表者が下記事項のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ① 法律に基づく業務を行う能力を有しない者が役員である団体
- ② 破産者で復権していない者が役員である団体
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- ④ 過去2年以内に法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続きを行っている者が役員である団体
- ⑥ 国税、地方税を滞納している団体
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者が役員である団体
- ⑧ 政治団体・宗教団体

5. 募集手続き

- (1) 募集要項の配布

- ①配布期間：公告日から令和8年9月25日（金）まで
平日午前8時30分から午後5時15分まで

- ②配布場所：高森町役場 健康福祉課 健康係

〒399-3193 高森町下市田 2183 番地 1

電話 0265-35-9412

メールアドレス kenkou@town.nagano-takamori.lg.jp

※高森町ホームページ（<https://www.town.nagano-takamori.lg.jp>）からも募集要項をダウンロードできます。

(2) 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類について、町長に提出してください。なお、申請書類は返還いたしません。

提出書類は情報公開請求の対象となる場合があるとともに候補団体とならなかった団体の申請書類を利用することはありません。

① 申請書（様式第1号）

② 事業計画書（様式第2号）

③ 収支予算書（様式第3号）

※指定管理を受けようとする指定期間5年間の収支予算書

④ トレーニング機器設置計画案（任意様式・別添3 トレーニング機器一覧を参考にしてください。）

⑤ 申請者の概要を確認できる書類

※法人等の概要（様式第4号）

※定款または寄付行為、規約その他これらに類する書類

※法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては団体の代表者の身分証明書

※役員名簿および組織に関する事項を記載した書類

⑥ 申請者の経営状況を説明する書類

※直近の貸借対照表及び損益計算書

⑦ 国税および地方税の納税証明書または納税義務がない旨およびその理由を記載した申立書

⑧ 有資格者の状況および従事する予定の者の資格証のコピー

⑨ 指定管理を受けようとする施設と同様の施設の運営実績の概要

⑩ 前各号に掲げる書類のほか町長が指示する書類

(3) 提出部数等について

① 受付期日：令和8年10月9日（金） 午後5時15分まで

② 提出部数：8部（正本1部、副本7部）※選考委員会委員の人数による。

③ 提出形式：A4フラットファイルに綴り、表紙に「高森町健康センターあさぎり指定管理者申請書 【法人名（団体）名】」を記入してください。

④ 提出方法：提出部数8部を提出場所へ持参してください。

郵送等による提出は受理しませんので、ご注意ください。

⑤ 提出場所：高森町役場 健康福祉課 健康係

〒399-3193 高森町下市田 2183 番地 1

電話 0265-35-9412

(4) 現地説明会

指定管理者業務等について下記のとおり現場説明会を開催します。

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、必ず参加してください。

参加人数については1団体につき3名までとし、9月10日（木）正午までに現場説明会参加申込

書（様式第 5 号）を下記提出先まで提出してください。

- ① 日時：令和 8 年 9 月 1 4 日（月）午後 1 時 3 0 から
- ② 場所：高森町下市田 高森町健康センターあさぎり

（5）質問書の受付及び回答

募集要項等及び施設に関する質問は、以下のとおり受け付けます。

- ① 受付期限：提出期限の 1 週間前まで（公告日から 9 月 2 5 日（金）まで）随時受け付けますが、回答に 1 週間程かかる場合もございますので、ご了承ください。
- ② 受付方法：質問書（様式第 7 号）に記入のうえ、電子メールに添付、郵送またはファックスにて下記まで送付してください。
- ③ 受付場所：高森町役場健康福祉課 健康係
E-mail：kenkou@town.nagano-takamori.lg.jp
F A X：0265-35-6854

（6）留意事項

- ① 申請書等の補正は、受付期間内に限り補正することができるものとします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 町が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討が目的内であっても、町の承認を得ることなく第三者に対し使用させ、又は内容を提示することも禁じます。
- ④ 申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。
- ⑤ 申請に当たっての費用は、申請者の負担とします。
- ⑥ 申請書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は、指定管理者の選定事務及び決定の公表等に必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑦ 申請後に辞退する場合は、指定管理者指定申請取下届（様式任意）を提出していただきます。

6. 前年度における利用者数、収支状況

別添 4 のとおり

7. 指定管理者の候補の選定

候補者を選定する場合には、次に掲げる選定基準に基づき総合的に判断します。

（1）選定基準

- ① 利用者の平等な利用の確保およびサービスの向上が図られるものであること。
 - ア 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。
 - イ 特定の団体等を優遇する恐れはないか。
 - ウ 情報公開、個人情報の保護にかかる措置が適切に講じられる見込みがあるか。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
 - ア 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。
 - イ 自主事業等計画書の内容は適切か。
 - ウ 利用者に対するサービスの向上策は適切か。

③ 管理に係る経費の節減が図られるものであること。

ア 総合的に収支予算書が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。

イ 経費節減のための方針は適切か。

④ 公の施設の管理を安定して行う物的、人的能力を有していること。

ア 維持管理業務を行う物的・人的能力を有していること。

イ 施設の管理運営業務にかかる職員体制（管理体制、緊急時の対応）は十分なものか。

ウ 法人等の経営状況に問題はないか。

（２）提案に関する事業計画の説明

提出された事業計画書等により、書類審査を行った後、プレゼンテーションによる審査を行います。

（３）指定管理候補者の選定

提出された書類及びプレゼンテーションに基づき指定管理者選定委員会において候補者の選定を行います。

8. 指定管理者決定の取り消し

（１）指定管理者の業務開始までの間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次のいずれかに該当した場合は、指定管理者としての候補者として決定又は指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない又は協定を解除することがあります。

① 指定管理者が倒産し、もしくは解散した場合又は資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実にないと認められる場合。

② 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者等とすることがふさわしくないと認められる場合。

③ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合。

④ 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合。

⑤ この要項に定める申請資格を失った場合、又は申請資格がないことが判明した場合。

⑥ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合。

9. 募集から指定に至るまでの全体スケジュール

<全体スケジュール>

項目	時期
高森町公の第1回施設指定管理者選定委員会の開催	令和8年8月25日（火）
公告	令和8年9月3日（木）
申請書類の受付期間	令和8年9月18日（金）～10月9日（金）
募集要項等の配布	公告日～9月25日（金）
現地説明会開催	令和8年9月14日（月）午後1時30分
募集に関する質問の受付	公告日～9月25日（金）
募集に関する質問への回答	令和8年10月2日（金）までに随時回答
候補者プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年10月20日（火）午後2時00分
高森町公の第1回施設指定管理者選定委員会の開催	令和8年10月20日（火）
指定管理者の選定	令和8年10月20日（火）
指定管理者候補者の決定、通知	令和8年10月21日（水）～23日（金）
指定管理者の指定の議決	令和8年12月議会
指定管理者との協定締結	令和9年3月中旬
指定管理業務の開始	令和9年4月1日

※上記日程は予定であり、変更する場合があります。

10. 指定管理者の候補者選定後の手続き

（1）選定結果の通知

候補者の選定結果は、申請者に対して文書で通知します。

（2）候補者との協議

町は、指定管理候補者と当該施設の管理運営業務の詳細について協議を行い、協議が整った場合には、その内容を仮協定（確認書）として締結します。

（3）指定管理者の指定

指定管理者の指定には高森町議会の議決が必要なため、原則として選定された指定管理候補者を令和8年高森町議会12月定例会に上程し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。

（4）留意事項

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 資金事業の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(5) 協定の締結

指定管理者の指定後、町と指定管理者との間で指定期間中における事項を定めた「基本協定」を締結するものとします。

＜基本協定の主な内容＞

- ① 事業計画に関する事項
- ② 利用料金に関する事項
- ③ 事業報告に関する事項
- ④ 町が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑤ 指定管理者の指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑥ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、管理業務に関し町長が必要と認める事項

1 1. 問い合わせ・提出窓口

- ・担 当 部 署：高森町役場 健康福祉課 健康係
- ・住 所：〒399-3193 長野県高森町下市田 2813 番地 1
- ・電 話 番 号：0265-35-9412
- ・F A X：0265-35-6854
- ・メ ー ル：kenkou@town.nagano-takamori.lg.jp
- ・ホームページ：https://www.town.nagano-takamori.lg.jp